

# 広島県公安委員会ホームページ運用規程

平成12年10月5日  
公安委員会規程第4号

広島県公安委員会ホームページ運用規程を次のように定める。

## 広島県公安委員会ホームページ運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県公安委員会（以下「委員会」という。）が開設するホームページに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載する情報)

第2条 ホームページに掲載する情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会の組織、任務及び権限に関する事項
- (2) 委員会及び委員の活動に関する事項
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(掲載する情報の決定)

第3条 ホームページに掲載する情報の決定は、広島県公安委員会運営規則（昭和29年広島県公安委員会規則第10号）第6条第2項の規定による。

附 則

この規程は、平成12年10月5日から施行する。